港区介護保険住宅改修費の受領委任に関する協定書

港区(以下「甲」という。)と	
(以下「乙」という。)とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「治	去」という。)第
45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅	改修費(以下「住
宅改修費」という。)に係る住宅の改修(以下「住宅改修」という。)において	、住宅改修費の
給付を受ける者(以下「受給者」という。)が乙に対して甲から支給を受ける住	宅改修費の受領
権を委任する場合における工事代金の受取方法に関して、港区介護保険住宅改	修費の受領委任

払い制度に関する事務処理要綱(以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり協定を締結する。

(代金の授受に関する概要)

- 第1条 乙は、住宅改修に係る工事代金(法第45条第4項及び第57条第4項に規定する住宅改修費支給限度基準額を限度とする。)については、受給者から次の各号に定める段階に分けて徴収する。
 - (1) 乙が工事完了時に受給者から受け取る金額は、住宅改修に係る工事費用として乙が受給者に請求する代金から、受給者が甲から住宅改修費として給付される予定の金額を控除した金額(以下「受給者負担額」という。)とする。
 - (2) 乙は、受給者から住宅改修費の受領権の委任を受けることにより、甲から支給される 当該住宅改修費を、受給者に代わり受領する。
- 2 乙は、受給者から受給者負担額の支払を受けたときは、受給者負担額領収証(要綱第3号様式)を受給者に交付する。この場合において、乙は、要綱第3号様式に準じた様式の領収書を用いることができる。

(住宅改修費の受領委任)

- 第2条 甲は、受給者が乙に住宅改修費の受領権を委任した場合には、受給者への給付に代えて乙に住宅改修費を支給するものとする。
- 2 前項の乙への住宅改修費の支給の方法は、乙が港区指定金融機関に自己名義で開設した預金口座への振込みに限るものとする。
- 3 支給額の決定の際、住宅改修工事費との間に過不足が発生した場合には、乙と受給者との間で清算するものとする。

(情報提供等)

- 第3条 甲は、受領委任払い制度の利用を希望する受給者等に対し、この協定の内容及び乙の 名称、住所、電話連絡先等について、周知及び紹介に努めるものとする。
- 2 乙は、この協定の内容等について、受給者から照会を受けたときは、誠実に対応し、これ に回答するものとする。

(協定事項の変更等)

第4条 甲は、要綱の改正等により、この協定に定める事項に変更が生じた場合は、速やかに 乙に対してその旨を通知するものとする。 2 乙は住所、代表者氏名等を変更したときは、要綱第1号様式による届出書により必要な事項を甲に届け出なければならない。

(個人情報の管理)

- 第5条 乙は、要綱第5条第3項の規定に基づき、甲から受給者情報の提供を受けたときは、 これを慎重に管理しなければならない。また、当該受給者情報をその目的以外に利用しては ならない。
- 2 乙は、受給者情報の秘密保持に必要な体制を整えて、安全の管理に努めなければならない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、協定締結日から発行し、締結日が属する年度の末日まで有効とする。ただし、この協定の有効期間中において期間満了の1か月前までに甲又は乙から相手方に別段の意思表示がない場合は、更にその期間を1年間延長し、その後についてはこの例により自動更新するものとする。

(協定の解除)

- 第7条 甲又は乙は、この協定の前提となる法令若しくは要綱の改廃又は甲若しくは乙の事務環境等の変更が生じたためにこの協定に定める事項を維持することが困難になった場合等には、原則として1か月以上の期間をおいて日を定め、相手方に対し協定の解除を通知することができる。ただし、変更が生じた経緯が至急の対応を要するものである場合など、1か月以上の期間をおくことが困難である場合には、適宜に日を定めて、相手方に対し解除を通知することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方がこの協定による義務を履行せず、事務の執行に著しく支障を来した ときは、1か月前までに理由を示した文書を相手方に通知することにより、この協定を解除 することができるとともに、その内容を公表することができる。

(その他)

第8条 本協定において取決めのない事項については、甲乙間で別途協議する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所

団体名及び代表者 港区 の職・氏名 区長

(EII)

乙 住所

団体名及び代表者の職・氏名

EIJ